

カローシュティー文書第511番について (1)

岩 松 浅 夫

1 はじめに

主に古代の西北インド (North-Western region of the *Greater India*), 現在のパキスタンの西北辺境州 (North-Western Frontier Province) を中心に, 紀元前3世紀頃から紀元後数世紀迄の数百年間という, かなり限定された地域と期間に使用された所謂カローシュティー文字 (Kharoṣṭhī letters) で表された資料若しくはテキスト類には, 周知のように, シャーフバズガリー (Shāhbāzgarhī) とマンセフラー (Mānsehrā) に残された2つのアショーカ王の碑文を初めとする幾つか——多数!——の金石文¹⁾や, 或いはコートン (近郊) の出土とされる樺皮に書かれた所謂ガンダーラ語による「法句経」 (Gāndhārī Dharmapada) の断片²⁾などがあるが, ここでいう「カローシュティー文書」とは, 主として1900年以降の3次 (若しくは, 4次) に亘る中央アジア (東トルキスタン。中国領トルキスタン=Chinese Turkestan とも。現在の中国・新疆ウイグル自治区) の探検でイギリスのスタイン (Sir Aurel Stein) によって発見されて将来された, この文字で表された一連の文書群のことを言う。これらは, 木簡や, その他木に記されたものが大部分であるが³⁾, 将来後程なくしてフランス及びイギリスの学者たちによって, 全てローマ字に転写され, 「カローシュティー文書集」 (Kharoṣṭhī Inscriptions) の名の許に出版された⁴⁾。これらの文書類は, 内容的には王の勅令 (命令書) や契約書などの言わば世俗文書が大部分であるが⁵⁾, 中には, 数はそれ程多くはないものの, 宗教関係のものも幾つか含まれ

ている。その宗教とは、具体的にはここでは専ら仏教（のみ）ということになるが、ともあれ、かつて筆者はそれら仏教関係の、若しくは仏教に関係あると思われるものの中の何点かについて、それらを採り上げ、若干の研究・考察らしきものを試みたことがある⁶⁾。その際、種々の理由等から、概略はともかく本文そのものに迄立入っては触れ論じ得なかったようなものも、幾つかではあるが、あった。そこで本稿では、そのような1つでもあり、同時にまた上記の全カローシュティー文書中の仏教関連のものの中でも恐らくは最大でかつ最も重要とも考えられる第511番の資料（文書、テキスト）について採上げ、更めて筆者なりに多少の検討・考察等を加えてみることにしたい。

2 文書の周辺

さて、その『カローシュティー文書集』(*Kharoṣṭhī Inscriptions*)の第511番文書（以下、単に‘No. 511’とのみ略）に関し、その内容の検討等の課題について入る前に、念のために、ここで初めに該文書の書誌学的事実等に関して少しく触れておくことにしたい。

〔出土地〕 先ず、これの出土地に関しては、本文書は、スタインの第2次探検（1906～08）の時に、その最初の年、つまり1906年の10月24日にニヤ遺跡（Niya site）の第24号址の第6室（N. xxiv. vi）から出土・発見されたものという⁷⁾。実は、当のニヤ遺跡そのものに関しては、スタインは第1次探検（1900～01）の際にもここを訪れて幾つか調査や発掘等を行い、特に第1号址の第4（N. I. iv）及び第5号址の第15（N. V. xv）の両室⁸⁾からは夥しい数のこの文字（カローシュティー文字）で表された木簡などを得ているが⁹⁾、この第24号址はその際は発掘の終り頃になって漸く気付かれ、したがって、その時にもスタイン自身はかなり注意や興味を惹かれたものの、主に時間的な理由から殆ど着手されずに置かれたというものである¹⁰⁾。

ところで、この第24号址というのは、場所的にはニヤの遺跡全体のほぼ中央部に位置する所謂「仏塔」（*stūpa*）からは北西の方角に約3.1キロ離れた所に

所在し¹¹⁾、スタインが発掘したニヤの諸遺跡の中でも比較的大きな部類に属するものと言ってよいであろう¹²⁾。そして、この建物の所有者乃至住人に関して、スタインは「裕福」(well-to-do)で「かなりの(相当な?)高官」(an official of some consequence)であったろうとの見方を示しているが¹³⁾、そのこと、特に後者の「(相当な?)高官」云々とのことは、この遺跡中の所謂「文書庫」(archive)と呼ばれた第8室(N. xxiv. viii)からは夥しい数の木簡(その他の文書)類が発見され¹⁴⁾、また更にそれらの中にはチョーズボー官(cojhbo)¹⁵⁾その他の役人宛の王の命令書等の言わば「公文書」の類も多々含まれていたことから、首肯さるべきことと言ってよいかもしれない。と言うよりもむしろ、のみならずこのような言わば公文書類がこのように多数収蔵されていたということは、換言して更に言えば、実はこの建物自体が何らかの役所か若しくはそれに準ずるような施設——例えば、役所の支所か、或いは(例えばチョーズボー官のような高位の役人の)公邸のような——であったことをすら物語っているのではないかと筆者自身は推測・想像しているのでもあるが、果して如何なものであろうか¹⁶⁾。

それはともかく、このニヤ遺跡には、一方では先にも少しく触れたような仏塔があり、また、寺院——或いは、むしろ祀堂=仏堂?——と目されるような建物の跡も、2つ程であるが、確認されている¹⁷⁾。一方また、ここから出土した木簡などの文書類の中には、この地の僧伽(bhikṣusamgha)について言及したものも含まれている¹⁸⁾。このように、このニヤの地には、一方では仏塔や寺院(仏堂?)の如きものが存在し、他方また出家者たる比丘も実在して、したがって彼らの居住した僧房等も当然存したと推測されるわけであるが、しかし、にも拘らず、そのような言わば仏教本来の?若しくは固有の施設とも言うべき仏塔や寺院・僧房などの跡からは仏教関係の文書等は何も見出されず、むしろそうではない言わば俗世の住人の住居跡から本文書も見つかっているということは、このニヤの仏教や、特に本文書の性格・特徴及びこれが有する意義などについて見たり考えようとするときに、やや——大いに!?!——注意されてよいと言ってよいであろう¹⁹⁾。

[文書の年代] 次に、本文書の年代、つまりこの No. 511 が何時頃書写されたのかという時代、若しくは年代——絶対年代——についてであるが、この点に関しては、文書自体にそのことを特定できるような例えば書写の年月日等の日付などは何ら記されず、またそれを窺い知らせるような本文書に関する記録等も何も残されていないので、直接にそれを知ったり、また確めることはできないということになる。そこで、ここではそれ以外の方法によって、つまり具体的には同じ遺跡から出土した他の文書等との関係から、それらを手掛りに、言わば間接的に判断するしかないということになる。

そこで、先ずその No. 511 以外のカローシュティー文書の年代についてであるが、この問題に関しては、門外漢の筆者としては間然するものは何ももち得ないので、その道の専門家の意見に従うしかないが、ともあれ、この文書の年代の問題を巡っては、これ迄に、それを3世紀頃とするものから同じく7世紀と見るものに至る迄、さまざまな説が提起されてきているが如くである²⁰。それらの中、いずれが正鵠を射、若しくはよりそれに近いのか、筆者にはそのことを評論^{おげつら}して云々したりする資格や能力はもちろんないわけであるが、ここでは、それら諸説の中でも比較的有力視されているのではないかと思われる榎一雄博士の説²¹に従っておくことにしたい²²。

さて、その榎博士の意見に関して言えば、実はこのカローシュティー文書の中には王名を紀年とする日付——すなわち、「誰々王の何年何月何日に」という——を記した例えば契約書などの文書類がかなり多数含まれ、そしてそれらを基にして、具体的に例えば Papiya, Tajaka, Amgoka, Mahiri, Vaşmana という5代（正確には、5人？）の王統と、またそれぞれの王の在位年（これも、正確には、最大の！記数年）は順次各8, 3, 46（または38）, 28, 11年で、したがってその在位年を合算した全体の年数も96年（または88年）となることなどが知られているわけであるが²³、それら各王の（絶対）年代が、博士の計年では順次それぞれ256～263, 264～266, 267～302/304, 303/305～330/332, 331/333～341/343年の如くなる——算定される——というものである²⁴。

ここで、その一方ではまた、これらの文書類は言語的には均一（uniform）で、

それらの間には発展の様子や様相などは殆ど皆無であるとされる²⁵⁾。そこで、もしそうとすると、つまり言語的に殆ど変化がなかったとすれば、文書相互の間にも年代的な差や開きはそれ程なかったと見てよいということになるだろうが、そう考えて大過なかったとすれば、カローシュティー文書全体の年代も概略王統のそれとほぼ同じ頃、つまり256~341/343年の間か、若しくはその前後暫くの間と見得るということになる²⁶⁾。実は、こうして該カローシュティー文書の年代も計算・算定され、想定されているというわけである²⁷⁾。

ところで、文書全体の年代の大要についてはこの通りであったとしても、ここで翻ってこの No. 511 が出土した第24号址の他の文書類について見てみると、実は記年のある中で最も新しい年代のそれは「Vaṣmana 王の11年」ではなくて、「Mahiri 王の21年」であることが知られるのである（最古は「Amgoka 王の6年」）。この紀年は、前述の榎博士の説では323/325年（同じく Amgoka 王の6年は272年）ということになるが、もしこの Mahiri 王の21年という記年がこの第24号址出土の文書の年代——成立若しくは書写などの——にも何らかの関わりあるものとすれば²⁸⁾、当の No. 511 の年代の下限も先の341/343年からそこ迄、つまり約20年程は引き上げられるということになるだろう。

ということで、筆者自身は、この No. 511 の（書写の）年代をほぼ320年よりも以前、恐らくは300年頃か或いはむしろそれ以前と見てもよいのではないかと考えているのであるが、果してどのようなものであろうか²⁹⁾。

【形状及び書写の様式】 さて、ここで文書そのものの話題に入って、本文書の外形的な様子や特徴などに関して言えば、先ず、書写の材料としては、これの料紙？は木で、形状は「横長の長方形の板」(oblong board) とされ、その大きさ(寸法)は横・縦・厚さがそれぞれ $2'11'' \times 5\frac{3}{4}'' \times \frac{3}{8}''$ ($\approx 88.9 \times 14.6 \times 1.0$ cm) であるという³⁰⁾。ところで、このように大きなサイズのもの、特にスタインが将来したニヤ遺跡からの出土品中には他に知られず、また、形状上もこのように例えば楔形(wedge)や矩形(rectangular)のように整えて書字板(tablet)としないでただの？板(board)とされるのもこれだけのようで、したがって、このような大きなサイズと形状上の特徴などは、本文書だけの、したがってまた

それだけユニークなものと言ってもよいかもしれない。

それはともかく、この No. 511 には、言わばそのような諸特徴、特にその大きさに見合うような形で、かなり大きな、また能書体 (calligraphy) の書体で³¹⁾、表面には6行とそして裏面には7行が、1行当り約80~125字程度の割合で³²⁾、それぞれ記されているということになる³³⁾。

【従来の研究】 この項目の最後に、本文書に関するこれ迄の研究について一言しておくことにしよう。

先ず、この No. 511 に関しては、本文書を含むカローシュティー文書全体をローマ字に転写して出版した『カローシュティー文書集』の中で既に、その中で用いられているカローシュティー文字の字形や書体等を巡る問題等に関して採上げて関説・言及され、特にこの文書中に現れる *sātra* や *jamdaka* (-*sātra*) なる綴字法や語形などに関しては、『アヴァダーナシャタカ』 (*Avadānaśataka*) との関係も指摘され、論及されている³⁴⁾。

次に、同『文書集』中の個々の文書乃至テキストに関しては、その全てをまた完全にというわけでは必ずしもないが、イギリスのパロー (T. Burrow) が英語訳を試みており、本文書もその中に含まれている³⁵⁾。ただし、彼のその翻訳では、文書そのものは前述したように表裏両面の書写であるわけであるが、訳出そのものは表面のみに限られ、裏面の方は——消失字や判読不明字の箇所があまりに多くて、可読な部分が「断片的」過ぎるとの理由で——省略されている³⁶⁾。

その他、本文書に関しては、わが国の学者の中にも興味を惹かれたり関心を有し、これの研究を試みられた人も何人かあったようである。例えば、筆者の知り得た範囲でも、先ず歴史学、特に東洋史やその中の一部の中央アジア史の分野では先ず長沢和俊氏が、これは奇しくもパローと同じように表面のみということになるが、和訳を示され³⁷⁾、また仏教学の分野でも、近年になって蓮池利隆氏が、こちらの方はかなり断片的でまた選択的ではあるが、表裏の両面の部分について、特に『アヴァダーナシャタカ』などとの比較・対照を通して、内容の解明等を試みられている³⁸⁾。

管見に触れ得た範囲内で言えば、本文書に対する従来の研究は上の如くであるということになる。或いはこれらの他にも、筆者の知ったり確かめ得なかったものも幾篇か存するかもしれないが、それらに関しては、いずれ後日の課題ということにしておきたい。

3 文書の性格

文書の言わば外形的なことから、つまり外面的なあり方等の問題に関してはこれくらいにして、次に、やはり本文の考察や検討といった小論の本来の課題について入る前に、文書自体に即して、つまり本文書のあり様^{ようさま}や性格・特徴等のことに関して、簡単に見ておくことにしたい。

[文章とその構成] 先ず、本文書の書写のあり方(され方)に関しては、先述したようにこの No. 511 は表裏の両面書写で、また文字は、本文部分については表面に6行とそして裏面には7行が、それぞれ記されているということになる。

次に、文章の構成(散文か韻文かという)ということでは、その本文部分は両面ともに韻文即ち偈頌で表されている。そして、それらの韻律(metre)は、同一面内では同じだが、表裏ではそれぞれ異なって、別のものになっている。具体的には、先ず表面は1行即ち1詩句(pada)が11または12音節の詩節が4行から成る所謂 *Triṣṭubh-jagatī* (長短調は、 $\underline{U}-U | --U | U-U | -\underline{U} / \underline{U}-U | --U | U-U | -UU$) で、また裏面は同じく1行が14音節の *Vasantatilaka* (長短調は、 $--U | -UU | U-U | U-U | -\underline{U}$) でそれぞれ構成され、またそれらの韻律で表された偈頌が、表面には12偈とそして裏面には14偈が、ともに記されているということになる。

一方、それらの偈頌が表す内容に関しては、表裏それぞれの面内では主題や主張・内容等は連続し若しくは相互に関連しており、したがって、両面ともに一連のものと考えてよいであろう。しかし、表面と裏面相互の間には、主題的には多少類似や共通していると思われる要素もなくはないが、必ずしも直接繋

ったり連続しているとは言えず、また前述したように表面と裏面では韻律自体が異なっている外、偈頌の番号もそれぞれ独立に付けられているということもあって、このようなことなどから、両者即ち両面はそれぞれ別のテキストを表していると思われるということになる。

〔言語〕次に、本文書で用いられている（本文書が表されている）言語に関しては、既に早く本文書をローマ字に転写して出版した『カローシュティー文書集』において、「サンスクリットに随時プラークリットの要素を交えた」所謂「仏教梵語」(Buddhist Sanskrit)で、しかもその「通常の仏教梵語がニヤ方言により近い形に改められた」ものとの指摘がなされている³⁹⁾。

ところで、同書に言う「ニヤ方言」(Niya dialect)とは、もちろんこのカローシュティー文書の中の殆ど大部分で共通して、言わば共通語的に用いられている言語のことであるが、この言葉(方言)は、ガンダーラなど古代インドの西北地方を中心にかなり広く行われていた中期インド・アーリア語(middle Indo-aryan)のプラークリットの一種で、かつては「西北方言」(North-Western Prakrit)などとも称されたが、今日では通常所謂「ガンダーラ語」(Gandhārī)の名で呼ばれているもの——若しくは、少なくともその一種——である⁴⁰⁾。それはともかく、本文書がこのように「ニヤ方言(=ガンダーラ語)的な仏教梵語」(若しくは、「仏教梵語的なガンダーラ語」?)で表されているとの該『文書集』の指摘は、特にこのNo. 511にはそのようなつまりガンダーラ語的な諸特徴がかなり色濃く、そして種類や数も多く見られるということは、該『文書集』が例示した⁴¹⁾ものの他にも、例えば tt や ddh のような同類の——すなわち、調音部位が同じで同じ発音の仕方をする——複子音が単綴されたり、或いは t と d のような無声音と有声音の間には時折、また k と kh のような無気音と帯気音の間にも稀には、それぞれ交替が見られるということなどからも首肯されると言ってよいであろう⁴²⁾。

このように、本文書で用いられている言葉には、ある面ではかなり顕著にと行ってよい程にガンダーラ語的な特徴が窺えるわけであるが、しかしその反面、これが先述のように偈頌で表されているということから、韻律的にどうなって

いるか、どのように扱われているかということ調べてみると、実は、例えば前述したような特に複子音が単綴されるという、ガンダーラ語の顕著な特徴とされ、また一見それ（ガンダーラ語）で表されているように見えるようなことながらも、実際には韻律的には複子音として扱われ、つまり実質的に複子音である——若しくは、少なくともそのように見做されている——ことが知られるなどして、したがって必ずしも仏教梵語の範囲を出るものではないことが知られる、ということもあるのである。

とすると、このようなことは一体何を表し、若しくは意味すると見るべきなのであろうか。そして、これに対しては筆者は、実はこの No. 511 は最初からこの通りに、つまり現在の形のまま作られたり著されたものではなくて、恐らくは元になるもの、すなわち「原典」とも言うべきものがある、それから現在の形に移し変えられた、換言すれば言わば一種の「翻訳」をされたもので、更に言えば、その元の〈原典〉こそは先述の所謂「仏教梵語」で表されていたのではないかと考えるのであるが、果して如何なものであろうか⁴³⁾。

このような筆者の見方に対しては、或いは別様の捉え方や意見等も存するかもしれないが、いずれにしても、本稿ではそのような見方や見地から、できるだけ韻律上の要求にも合致させるという形で、底本のテキスト（原綴）からその仏教梵語への復原・回復等を試みてみることにしたい。

〔特異な標記法（記号）について〕 さて、最後に、そのような本文書の内容の検討・考察といった本題について入る前に、実は前述の韻律の問題とも密接に関係しているようにも窺われるわけであるが、この No. 511 には他にはあまり見られない、ややと言うかかなり特異な標記法（記号の用法）が見られるので、そしてまたこの問題に関してはこれ迄まだ十分に検討や論及等はされてこなかったようにも思われるので⁴⁴⁾、その件について一言しておきたい。それは、具体的には、この文書（写本）の中のある——幾つかの、また特定の？——文字に対し、その基字の下に「∞」の記号（符号？）が添えられているような例が見られるということで、その記号の意味乃至役割をどのように捉え、考えるかということである。

その点について、つまり該記号の用例・用法について、もう少し具体的に実例に即する形で言えば、この記号は表面では *viśudha*, *uktama*, *subhadra*, *utama* (2度) の如く、また裏面でも *upalabhi* (9度), *bu...*, *satamasya*, *utamasya*, *ladhva* のように、表裏両面に亘って、かなり多くの語に対して記されているのが見られるということである。ところで、一方またこの記号は本文書以外にはただ No. 647 で——それも、ただ1例のみ!?が——知られるだけであるが⁴⁵⁾、いずれにせよ、このようにかなり特徴的でまた特異とも言うべきこの記号 (の用法) は一体何を表し、若しくは表そうとしたものなのかということである。

実は、この記号の意味や役割などの問題に関しては、先の『カローシュティ-文書集』でも採上げて触れられており、それに対する同書の捉え方も示されている。すなわち、同書では、該カローシュティ-文書で用いられている文字について考察し述べる条下で、特に本文書中に散見——と言うよりも、頻見?!——するこの記号に関しても触れ、言及しているわけであるが、ここでは、この記号は「母音の音価 (音色) をある種別のものに変える」 (some modification of the vowel sound) ものとの解釈が示されているというわけである⁴⁶⁾。

記号の用例・用法の実際と、管見に触れた範囲でのそれに対する解釈法とは以上の通りであるが、この、特に後者の該記号に対する『文書集』の捉え方については、果してどのようなものであろうか。実は、これに対しては筆者は、別様の見方や捉え方も可能で、またむしろそう解すべきではないかと考えるので、その点について、筆者の考えを少しく述べてみることにしたい。

さて、この記号の有する意味若しくは役割について考察するために、ここでこれが付されている語と、その記号の語中における位置をサンスクリットとの関係で見ると、対応が比較的明らかなものに関しては、例えば *viśudha* < *viśuddha-*, *subhadra* < *subhadrah*, *utama* < *uttamam/uttame*, *satamasya* < *saptamasya*, *utamasya* < *uttamasya*, *ladhva* < *labdhvā* の如くになっていることが知られる。すなわち、この記号が添えられているのは、還元したサンスクリットの語形との関係で言えば、いずれもそれ自身は短母音であるがその後には2つ若しくはそれ以上のつまり複数の子音が続く、すなわち、韻律の上では「位置的

に長い」(long by position) とされる音の場合で、しかもその場合だけに限られているのではないか、ということである⁴⁷⁾。そこで、そのことを念頭に、今度は必ずしもサンスクリットとの対応が分明でない、つまりサンスクリットに簡単には還元しにくい、語に対しても韻律上長短がどうなっているかを調べてみると、そのいずれの場合にも、韻律上は長音となっている——長音であることが要求される——ことが知られるのである⁴⁸⁾。

ということで、この記号のこのような用例乃至用法が一体何を表し、若しくは表そうとしたものなのかと言え、その答も自ずから明らかになってくるのではないであろうか。すなわち、この問題に対しては筆者は、この「∞」なる記号は、該「文書集」が想定したように母音の音価や調値などに関わるものではなくて、韻律上、成節母音がそれ自身としては短音で、また後続の子音もこのカローシュティー文字の綴字法上単綴される等のために、そのままでは短音と見做されたり扱われかねないような音節に対して、実は長音として——すなわち、「位置的に」！長い音として——扱われるべきものであることを示すためのものではないかと考え、またそう見得べきことを提起したいと考えるわけなのでもあるが、この点に関しても、果して如何なものであろうか。

4 テキストとその再構成

序論——若しくは、導論 (introduction) ——的な話題や問題等についてはこれくらいにして、次に、本稿の目的である本文書の本文そのものへの検討・考察 (仏教梵語への還元乃至復原と、それからの和訳など) の課題について、実際に入ってみることにしたい。順序として、先ず表面から始めることにしよう。

A. 表面

この表面は、直接にこれが何であり、或いは (既知の) どのような経論等に対応するものかなどということは明言できないが、内容的に、或いは主題ということ言えば、恐らくは在家信者たちを対象にし、主に僧伽つまり実際には

その構成員である比丘に対して澡浴 (snātra) の布施を行うよう勧め、そしてその功德などについて説いたものと言ってよいであろう。

ところで、このようにこの表面には直接それに対応や相当するものが知られないということで、これと他の経論等との関係について見るために、これの主題若しくは内容である「澡浴の布施」(とその功德)云々ということ言えば、比較的よく知られているのは『アヴァダーナシャタカ』、就中その第13話の「澡浴アヴァダーナ」(Snātra)中のそれということになる。すなわち、その話(アヴァダーナ)の梗概は、ある時、舍衛城の五百人の商人が荒野を旅していて道に迷い、砂漠に入り込んでしまった。そして厳しい暑熱と喉の渇きで苦しんでいたときに、彼らの中に1人優婆塞がいて、皆に仏に帰依するように勧めた。その勧めに従って全員で「南無仏」と唱えたところ、直ちに仏が姿を現し、またその仏の意向を受けてインドラ神 (śakra, 帝釈天) が雨を降らせ、こうして商人たちは危急を脱し、故郷の舍衛城に無事帰還することができた……。そして、このようなことを「現世物語」即ち導入として、かつて過去世に栴檀仏 (candana) という仏が世に在したとき、ある国王がその栴檀仏に自分の国に3か月滞在されるよう招請した。そして、その仏の滞在期間中に国に大旱魃が起り、王がその対処法として池を作ってその中で仏に香水 (nānāgandhaparibhāvita-udaka) の澡浴を^{まき}献げたところ、立ちどころにインドラが大雨を降らせ、旱魃も収まった。こうして、人々も仏教を信じるようになり、また各地方にはその時の香水を取めた瓶を祀った塔も建てられた……。という「過去の因縁物語」の〈アヴァダーナ〉へと続くというものである⁴⁹⁾。

この『アヴァダーナシャタカ』の第13話に関しては、それに対応する『撰集百緣経』中の同じ第13話の「法護王請仏洗浴緣」⁵⁰⁾でも殆ど同内容となっている他、恐らくは同話を素材にそれを大幅に増広し詩形に改めて成ったと推測される『ラトナマーラーアヴァダーナ』(Ratnamālāvadāna)中に所収の第2話の「澡浴アヴァダーナ」(Snātavadāna)でもほぼ同趣旨のことが述べられている⁵¹⁾。一方また、話の筋立そのものは必ずしも全同ではないが、特に同話の後半部の「澡浴の布施」という主題に関しては、仏名も含めてほぼ類似した内容

や性格を有するものとして、『雑宝蔵経』の第77話の「迦歩王国天旱浴仏得雨縁」を更にこれらに加えることもできるかもしれない⁵²⁾。その中、実は、先の第2節においても少しく触れたように、初めの『アヴァダーナシャタカ』(の第13話、及び第50、100の2話)とこの表面の関係については、特に文書で用いられている文字の問題との関連で(両者には同じ用語=術語が見出されるなどのことから)、該「文書集」でも夙に知られて指摘されていたわけであるが⁵³⁾、ただし、そこでは、特に『アヴァダーナシャタカ』の第13話に関しては内容への言及も多少はされているものの⁵⁴⁾、問題や関心は別のところにあったということもあって、それ程深くまた詳しく、比較・検討されて論じられたということではなかったというわけである。

ともあれ、このように、「澡浴の布施」を説きまたその功德を強調するという点では、この表面と『アヴァダーナシャタカ』の特に第13話等との間に共通する話題や主題などは見られるが、しかし、多少仔細にそれらを比較し、検討して見ると、両者は必ずしも全同どころか類同しているということでもなくて、むしろかなりの点で相違していることが知られるのである。例えば、先ず、澡浴の布施の対象者について見ると、前者の『アヴァダーナシャタカ』その他では仏——それも、仏だけ!——であったのがこの表面では辟支仏から阿羅漢迄、と言うよりも、捉え方によっては更に僧伽の構成員の(普通の?つまりまだ阿羅漢になっていないような?)比丘に迄すら拡大され、否むしろ最後者の彼らの方に力点が置かれ移されてしまっているように見受けられ、或いはまた、澡浴の布施による果報も、前者では早魅の解消というかなり社会的性格の強いものが、後者では個々人の身体的美麗さや無病という極めて個人的な性格のそれに言わば変質し、また澡浴の様式乃至方法も、前者では池に入って香水などを実際に灌水するというかなり原始的で素朴な?——と、このように言うと、語弊があるかもしれないが——ものから、後者では蒸気浴(或いは、蒸風呂)のような文明的な?それに改められていること⁵⁵⁾、等々。

このように、本文書の表面と『アヴァダーナシャタカ』その他の既知のテキスト(アヴァダーナ文献)類との間には、「澡浴の布施」とその功德の強調とい

う主題の共通性と、また細部においては決して小さくない相違も多々見られるという、言わば相反するような性格や特徴が見られるわけであるが、このような両者の関係については、それをどう考えたらよいのであろうか。相互の間に関係がなかったということは、両者で主題や内容がかなり共通し、とりわけ（早魃時などでの）インドラ神の降雨の件が言われていることから、考え得ないことと思われ、したがってどちらか一方は他方を知っていて、それをある程度採入れたり利用して作られたものと考えられるが、ではその両者の中どちらが先在して他方に利用されたのかと言え、種々の理由や情况等から、後者の『アヴァダーナシャタカ』類の方が先にあったと考えるのが自然であろう。

ということで、筆者は、本文書の表面は、恐らくは『アヴァダーナシャタカ』の特に第13話などを根柢に、それに時代的・地域的・社会的その他さまざまな要因や要求などが加わって、言わば換骨脱胎されてこのような形乃至内容のものになった、すなわちそれが一種改変——改竄?!——されたものではないかと考えるのであるが、ともあれ、その当否についてはいずれ後考を俟つこととして、ここでは、この表面にはこのような課題というか問題も残されているということを付加しておきたい⁵⁶⁾。

前置的な話ばかりに多大の紙数を費すことになってしまったが、ここで更めてこの No. 511 文書の表面のテキスト本文とそれの仏教梵語形への筆者の回復—復原試案、及びその和訳文などを掲げて、大方の批正を仰ぐことにしたい。

[凡 例]

(この表面で示したことは、基本的には裏面の場合にも殆どそのまま適用される)

- ①本文の偈頌は一括せず、1偈毎に底本テキスト（底本の読み）とその再構形を交互に掲げることにする。
- ②その際、紙面の都合上、底本テキストは左詰で、またそれに対する筆者の再構形はそれよりも下げて（右寄せで）示すこととする。
- ③底本に付された異読その他の注記は、筆者が参照しそれを採用した場合も少なくな

いので、本文末に纏めてそのまま掲出する。

- ④それに対して、筆者の再構した語形その他に関する注記は、底本のそれとの混同を避けるために*印を付けた通し番号で表し、その説明文は和訳の後に一括して掲げる。
- ⑤再構形に対する注記は、韻律上の理由による単なる母音の長短の手直し（変更）や、また名詞（及び形容詞）の語幹がそのまま曲用形として用いられるような場合にも、煩を避けるために、省略する。
- ⑥筆者が呈示した再構形の中には、韻律に抵触しない範囲内で、よりサンスクリット的かプラークリット的と見るかで、その形が多少異なって表されるものがある。その際、できるだけ原綴——底本の読み方——に沿う形のそれ（復原・再構形）を考えて掲げたつもりであるが、なお若干疑念や躊躇を覚えたものがあり、また不統一もあるであろうことを断っておきたい。
- ⑦その他、略号その他の記号の使用に関しては、慣用に従い、説明や注記等を省略したのものもある。

viśudha caṣṭu bhavati prabhasvara
 viśudha gātra sukhumāla su¹ chati
 ciraṃ ca āyu labhati anālpakaṃ
 karoti yo sātraganuktam asya 1²

viśuddhacakṣur*¹ bhavati*² prabhāsvaro
 viśuddhagātraḥ*³ sukhumāla*⁴ succhaviḥ*⁵ |
 ciraṃ ca āyur labhate*⁶ analpakaṃ*⁷
 karoti*⁸ yo snātra gaṇuttamasya*⁹ || 1 ||

na tasya gaṇḍa³ piṭakā bhavanti
 śi li⁴ pa taṃ ta tri⁵ vi cā⁶ rci kaṃ⁷ nā⁸
 suci sugaṇḍha⁹ labhati sa āśraya
 karoti yo sātraganuktam asya 2

na tasya gaṇḍaḥ piṭakā bhavanti
 śilīpadaṃ*¹⁰ tatra*¹¹ vicarcikaṃ*¹² vā*¹³ |

(172)

sucim^{*14} sugandham labhate^{*6} sa āśrayam
karoti^{*8} yo snātra gaṇuttamasya^{*9} || 2 ||

viśāla netra bhavati prabhasvara
suvarna gātra abhirūpa darśani
samaṃ ca pādo utarā prasamṭhita
karomti yo sātraganuktam asya 3

viśālanetro bhavati^{*2} prabhāsvaraḥ
suvarṇagātro abhirūpadarśanī |
samaṃ ca (*15 pādā utarā^{*16} prasamṭhitāḥ^{*15})
karoti^{*8} yo snātra gaṇuttamasya^{*9} || 3 ||

imasmi dāna vara dāna uktama
jandāka kaṃa ṣukṛya nidarśana
tathāgatānaṃ bhavatu hiterṣina¹⁰
jināna pūjā paramārtha darśana 4

(*17 imasmi^{*18} dānaṃ varadāna uttamam^{*17}), *19
(*20 jantāka^{*21} karmeṣu kriyā^{*22} nidarśanaṃ^{*20}) |
tathāgatānaṃ bhavatū hiteṣinaṃ^{*23}
jināna^{*24} pūjā paramārthadarśinaṃ || 4 ||

pratyeka budha ca vivegam āśrta
ekābhirāma girikaṃtarālaya¹⁰
svakartha yukta śamathe guṇe rata
teṣaṃ pi pūjā bhavatu svayambhu[na] 4 1

pratyekabuddhās ca vivekam āśrtā
ekābhirāmā girikāntarālayāḥ |
svakārthayuktāḥ śamathe guṇe ratāḥ

teṣaṃ pi pūjā bhavatū svayaṃbhavaṃ*25 || 5 ||

koḍ'inya gotra prathamana śrāvaka [..]¹¹

teṣaṃ ca yo āsi subhadra paçima

etasmī abhyaṃdare ye atīta

jinorasa te pi bhavaṃtu pujita 4 2

koḍinya*26 gotraḥ prathamāna*27 śrāvakaḥ

teṣaṃ ca yo āsi*28 subhadra paścimaḥ |

etasmī*29 abhyantari*30 ye atītā

jinorasāḥ te 'pi bhavantu pūjitāḥ || 6 ||

imasmi dāna gana¹² rāya utama¹⁰

sthaira cā madhya navaka cā bhicchu

aprāpta tiṣu anubhoṃtu utsuka

prāpteṣu bhōṃtu satata viśārata 4 3

imasmi*18 dānaṃ gaṇarāja*31 utamaṃ*32

sthairās*33 ca madhyā navakās ca bhikṣūḥ*34 |

aprāpta teṣaṃ*35 (*36 anubhōṃtu*37 utsukāḥ*36)

prāpteṣu*38 (*39 bhōṃtū*40 satataṃ*41 viśāradāḥ*39) || 7 ||

imasmi yo bhicchu gane¹³ upasthita

jaṃdāka sātra guru prema gārava

vyāvucca kaṃana bhavaṃtu niṃala

prahīna doṣā pagatena cetasa ⁴/₄

(*42 imasmi*18 ye bhikṣu gaṇe*43 upasthitā

jaṃtāka-sātre*44 guru-prema*45 gārave*46 |

vyāvucca*47 karmāṇi*48 bhavantu nirmalāḥ

prahīnadoṣā 'pagatena cetasā*42) || 8 ||

(174)

imasmi jaṃdāka mala pra¹⁴ karṣana
pradāyaka sāpaka taila dāyaka
ya lābha jaṃdaka dadāti śuṣkaka
bhavaṃtu nirdoṣa mala prahīna $\frac{4}{4}$ 1

(*49 imasmi *18 jantāka malaprakarṣaṇaṃ *50
pradāyakāḥ snāpaka tailadāyakāḥ |
ye lābha jantāka dadāti *51 śuṣkakam *52
bhavantu nirdoṣa malaprahīṇāḥ *49) || 9 ||

vihāram asmi anurakta r[ā]c̣hasa [..]¹⁵
tathāgate dharmaṃ gune ca utama
malā prakarṣeṇa prasanna mānasa
karonti ta¹⁶ račhya manujāna dharmiyo 10

vihāram asmiṃ anurakta rakṣaṇe *53
tathāgate dharmā *54 gaṇe *55 ca uttame |
mala *56 prakarṣeṇa prasannamānasā *57
karonti *58 te *59 rakṣaṃ *60 manujāna *61 dharmiyo *62 || 10 ||

avīci heṭha upari bhavāgra
atrāntare ye upapanna satva
tathāgatānaṃ upagaṃmya śāsane
karonti jāti maranasya anta $\frac{10}{1}$

avīci heṭṭhā *63 uparī bhavāgro
atrāntare ye upapanna sattvāḥ |
tathāgatānaṃ upagamyā *64 śāsane
karonti jāti maranasya antaṃ || 11 ||

sataṃ¹⁷ subhičhu bhavatu samākula
 iṃdraṃ vivṛdhi abhivaṛṣatu makhi
 udeṃ¹⁸tu sasya ča jayāya pārthiva
 ciraṃ sa dhaṃa sugatasya tiṣṭha[.]¹¹tu ¹⁰/₂

sataṃ subhikṣaṃ*⁶⁵ bhavatū samākulaṃ
 indro*⁶⁶ vivṛddhiṃ abhivaṛṣatū maghī |
 udentu*⁶⁷ sasyās ca jayāya pārthivaḥ*⁶⁸
 ciraṃ sa dharmah sugatasya tiṣṭhatu ||12||

¹u-. ²Brāhmi numerals are used for ślokas 1-3, and Kharoṣṭhi numerals for the other ślo-
 kas. ³-ja. ⁴soci-. ⁵tra. ⁶dhā. ⁷chaṃ. ⁸[v]ā. ⁹-dhini saṃṭha. ¹⁰dots indicating the
 division of the pādas. ¹¹erasure. ¹²-ṇa. ¹³-ṇe. ¹⁴pā-. ¹⁵possibly a daṇḍa indicating di-
 vision of the pādas; or possibly a portion of the following akṣara = tva or sva. ¹⁶sic. ¹⁷a
 small taṃ or ca written below. ¹⁸deṃ repeated below.

[和 訳]

1. 最上の^ガ共同体 (=僧伽) に [ジャンターカ (蒸気浴) の] 澡浴をなす (布施する) 者, [彼は] ^{きよらか}清浄な眼の, 光輝く, ^{きよらか}清浄な身体の, 優美で, 美しい皮膚の者となり, また少なからぬ (かなりの) 長寿を得る [であろう]。
2. 最上の共同体に [ジャンターカの] 澡浴をなす者, 彼には甲状腺腫や水腫はなく, そこには (?) 象皮病或いは連瘡 (皮膚病の一種) [等の病氣] も [ない]。[反対に] 彼は^{きよらか}白浄な, ^{かぐわ}芳香しい身体を得る [であろう]。
3. 最上の共同体に [ジャンターカの] 澡浴をなす者, [彼は] 大きな眼の, 光輝く, 金色の身体をした, 端正な^{かまどち}顔貌の者となり, また [彼の, ^{ひと}他人] より勝れた両脚は揃って [地に] 真っ直ぐ立った (=両脚の真っ直ぐに伸びた?) [そのような者となる (であろう)]。
4. [このように] これ (最上の共同体=僧伽) に対する [ジャンターカ澡浴の]

布施〔こそ〕は〔数ある布施の中でも〕最上で、最勝の布施であり、〔この〕ジャンターカ〔澡浴の布施〕の行為には〔善い〕結果の現れがある（善い結果を表す〔=与えてくれる？〕ものである）。〔それ故、他者の〕利益を図り、ジナ（勝者=仏）にして最高の真理を知る如来に、〔先ず第一に？このジャンターカ澡浴の布施による〕供養はあれ（如来は……供養さるべきである）。

5. また、辟支仏は遠離に依拠して（=俗世間等を厭離して）^{ひとひい}独居を好^こ樂み、山の洞窟を^{すみか}住処として、自分の目的に専心して心の平静さ（奢摩他）の功德を楽しむ者であるが、〔このような〕自存者（自分独りだけで存する者）たる彼らにもまた〔ジャンターカ澡浴の布施の〕供養はあれ。
6. 〔また、〕カウディニヤ〔なる〕姓の者が最初の者（=弟子）たちの〔一人たる〕弟子（すなわち、最初の弟子の一人）で、また彼ら（=弟子たち）の最後の者はスバドラ〔という者〕であったが、その間に過ぎ去った（=存在した、すなわち、最初から最後迄の）ジナの息子たち、彼らもまた〔このジャンターカ澡浴の布施をもって〕供養されてあれ。
7. 〔このように〕これ（最上の共同体=僧伽）に対する〔ジャンターカ澡浴の〕布施〔こそ〕は〔数ある布施の中でも〕最上の、功德の王である。〔比丘には〕上座（長老）と中間〔にある者〕と新しい（新参の）比丘たちと〔があるが、彼らの中で〕まだ〔このジャンターカ澡浴の布施を〕受けない者、その者たちには不安があれ（あるであろう？）。〔また〕既に受けた者たちには絶えず無畏があれ（確信=安心感があるであろう？）。
8. 〔このように〕この、師を敬愛し尊重する〔行為である〕ジャンターカ澡浴の功德に近づいた（=得た？）比丘たち（または、比丘）は、〔垢穢を〕去った心によって、〔悪〕業を転じて、垢穢がなく過失のない者となれ（なるであろう）。
9. 〔このように〕これ（最上の共同体=僧伽）に対して垢穢を取除く〔行為である〕ジャンターカ〔の澡浴〕を施与し、澡浴させ、〔澡浴の後身体に塗る〕香油を布施する者、〔このように〕糞れた者（=比丘？）にジャンターカ〔澡浴〕の所得（利益）を布施する者たち（または、布施する者）、〔彼（ら）もま

た] 過失がなく垢穢のない者となれ (なるであろう)。

10. [このように] この、精舎の護持と、如来と法と最上の共同体 (=僧伽) [の三宝] とに専念する者たち、彼らは [また] 垢穢を取り去る^{きよら}浄明の心をもって、有徳の人々の保護をなす (=保護する) [であろう (または、べきである?)]。
11. [或いは、また、この世界の最] 下には阿鼻 [地獄]、[また最も] 上には有頂 [天] があるが、その [両極の] 中間 [の世界] に生れた生き物 (衆生) たち、[彼らもまた] 如来たちの教えに^{もかづ}親近いて (=従って)、生と死の終りをなす (終らせる = [輪廻から] 解脱する) [であろう]。
12. [かくして、この世界の (全ての?)] 生ける者たちには満ちみちた豊かな糧食があれ (あるであろう) (すなわち、彼らには飢饉がなく、また彼らは糧食に満たされるであろう)。[そして、そのために]^{こころひろき}寛裕なインドラ (帝釈天) は大いに [彼らの上に] 雨を降らせ、草木は芽を出 [して繁茂] せよ (するであろう)。また、王は勝利のために [出陣し] (=戦争に勝利し)、[何よりも] スガタ (善逝 = 仏) の法は久しく [この世に]^{とどま}住ってあれ (住るであろう [または、住りますように?])。

* 1 この語に関しては、同義の *visuddhanetra-* (目清浄) というのが「八十種好」中に含まれている。See *Mahāvīyūtpatti* (Sakaki ed., hereafter *Mvy.*), No. 328.

* 2 = *bhavati*, *m. c. or bhavate* ?

* 3 この語に関しては、* 1 と同様に、同じもの一語 (=身清浄) が「八十種好」中に含まれている。See *ibid.*, No. 291.

* 4 *Pa. id.* なお、*Pa.* の同語 (*sukhumāla*) について *PTSD* は *Skt.* の *su-kumāra-* を参照すべき旨記しているが (see *PTSD*, s. v.), その *sukumāra-* に関連して言えば、*sukumāragātra-* (身色嫩軟) というのが * 1 や * 3 の場合と同様に「八十種好」の中には含まれている。See *Mvy.*, No. 295. (因みに、この *sukhumāla-* なる語 [形] は、*BHSD* の中には、少なくとも見出語としては、採録されていない。)

ところで、この語と *sukumāra-* との関係については上に述べた通りであるが、意味 (語義) や用法等のことがらについてはともかく、この語の成立そのものに関しては筆者は、この語は上記のようなことから容易に? 着想・想定されるような *sukumāra-* に由来する、言わばそのクズれた形と見るよりも、*sukhuma* < *sūkṣma-* に基く、その *taddhita-suffix* の *la* (若しくは、*ala*?) による拡張一派

生形と見ることもでき、むしろそう捉えた方がよいのではないかとも考えるのであるが、果して如何であろうか (sukhuma- については、*BHSD* にも [見出語として] 採録されている。See *BHSD*, s.v. また、taddhita-suffix の la/āla に関しては、例えば W.D. Whitney, *A Sankrit Grammar*, Leipzig-Boston 1891², §§ 1227, 1245l など参照)。

- * 5 原綴の ti は vi の写誤 (若しくは、誤読?) と見て、かく改める。なお、この点すなわち底本の suchati を suchavi と読み、改むべきことに関しては、see also T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, London 1940 (hereafter *Translation*), p. 101, note on No. 511.

なお、この語そのものではないが、これとの何らかの関係を彷彿・推測させるものとして、sūkṣmasuvarṇacchavi- (皮膚細滑紫摩金色 [相]) というのが「三十二相」中には含まれている。See *Moy.*, No. 252.

- * 6 原綴の ti の母音の i は、e の弱化形? (cf. Pa. labhati=labhate.) ここでは、この音節即ち底本の labhati の最後の ti は韻律上長音となることが要求一要請されるため、言わば Skt. 本来の形に復す形で (すなわち、'labhatti=labhati, m.c.' などのようにはせず)、かく改める。

- * 7 原綴の nā は、写誤若しくは (写誤でなければ) この音節が長音節であることを表すためのもの? ここでは、この音を特に長音とすべき (しなければならぬ) 理由は見当たらないため、かく (短音に) 改めておくことにした。なお、analpaka- の語に関しては、*BHSD* にも見出語として採録されている。See *BHSD*, s.v.

- * 8 文意上、ここでは単数形の方がよいと思われるので、原綴の rom は ro の写誤一誤読と見て、かく改める。

- * 9 =ganottamasya. なお、原綴の ganuktam asya をかく読み、解すべきことに関しては、see *Translation*, p. 101, note on No. 511.

- * 10 =śltpadam.

- * 11 原綴の tri は、底本の異読に従って、かく改める。

ところで、底本の ta tri (若しくは、ta tra?) という標記 (読み=音) からは、このような語 (形の語) しか想定し復原し得ないということになるであろうが、ただ、翻ってここで少しく考えてみるに、この詩句 (行) のこの位置にこのような語が現れるのは、文章の構成上から言って、やや奇異ということになるのではないであろうか (特に、この行を前行即ち第 1 詩句との関連で見た場合に。すなわち、前行には属格の tasya, また後行には依格的な副詞の tatra という、意味や働きは異なるが韻律的には同値な語が両行には見られる——しかも、相前後して?!——ことになるわけであるが、もしこれら両行を並行する [パラレルな] 文と見た場合には、何故このように前行と後行で語を変える必要があったのか、また両行で一文をなすと見た場合には、後行の tatra の語が文脈上宙に浮いてしまうことになるのではない

か、等のことから)。一方また、前行には *ganḍa-* と *pitaka-*、またこの行にも *śilipata/śilipada* < *ślipada-* と *vicarcikā-* という、病名、それも皮膚病を表すそれが計4つ程掲出されているわけであるが、このようなことを考え併せると、この語(原綴の *ta tri/tra*) ももともとは何かそのような、病名などを表す言葉だったということも考えられる——それも、多分に!?!——ということになるのではないであろうか。ということで、試みに *Moy.* に就いて調べてみると、そのような可能性のありそうなものとして、例えば *śvitra-* (癬) という語(病名、それも皮膚病の名!) の存することが知られる (No. 9546. 因みに、前掲の4つの病名はいずれも同書の中に見られる。順に、Nos. 9487, 9556, 9521, 9494 の各項を参照。なお、病名〔または、病気〕というだけならば、その他にも、例えば No. 9483の *vyādhi-* [疾病] や No. 9554の *Iti-* [温疫] なども挙げ得るかもしれない)。

ということで、筆者自身は、底本のこの *ta tri/tra* なる読み(標記の語) に対しては、実は例えば上述の *śvitra-* の如きものの謂(写誤若しくは誤読?) なのではないかと推測—想像しているのであるが、ただ、特に原綴の *ta* を *śvi* (または、*śva* も) の写誤—誤読と見るには字形上やや問題もありそうなので、今は暫くこのまま(底本の読みのまま) に留めておくことにした。

*12 *or vicarcikā?* (因みに、*vicarcikā-* は、Skt. では名詞としては女性。したがって、もしそう〔見る〕とすれば、原綴の *kaṃ* は *ka/kā* の写誤—誤読?) また、原綴の *cā* は、*7の *nā* と同様に、*ca* の写誤若しくは長音節を表すためのもの? (ここでも、*7の場合と同様に、通常の標記のものに改めておく。)

*13 原綴の *nā* は、底本の異読に従って、かく改める。

*14 = *śucim.* (原綴の *su* は *śu* の写誤?)

(*15…*15) *or pādo utaro prasamsthito (pādu/pādāv utarau prasamsthitau)?*

*16 = *uttarau, m.c.*

(*17…*17) この第1詩句は、第7偈の第1詩句と並行する(パラレル句)。

*18 < *imasmin=asmin, m.c.*

*19 原綴の *uktama* をかく (*uttama-* と) 読み、解することに関しては、see *supra* *9, & *Translation*, p. 101, note on No. 511.

(*20…*20) *or jantākakarme/-karmaṃ sukryānidarśanaṃ?* (原綴の *ṣu* は *su* の写誤?)

この第2詩句は、底本の読み方や解釈がいろいろと可能で、それだけ理解や解釈も難しいものの如くである。ここでは、暫く Burrow に従って、原綴の *ṣu* を底本のように後の *kryā* ではなく、前の *kama* の方に付けて *karmaṣu/karmeṣu* の如く読み、解しておくことにしたが (see *Translation*, p. 101, note on No. 511. ただし、彼の 'In the works connected with baths it is an example of action' との訳—解釈では意味が十分には通じないように思われ、少なくとも筆者には、承服し難い)、もちろんその他にも、例えば上記のようにしたり、或いは (*jantāka* と *kama/karma-* を複

合語 [compound] とせずに) *jantāka karmeṣu kriyānidarśanam* の如く読み解することも、必ずしも不可能ではないかもしれない。いずれにしても、この詩句の部分には、この読みや解釈を巡ってはいろいろと難しい点や問題等があり、それ程簡単にはいかないように思われる。

- *21 この語については, see *BHSD*, s.v. 'jantāka' 'jenta'; & *MW*, s.v. 'jantāka'.
- *22 *or* (su)kryā-=(su)kriyā- (see *supra* *20) ? *m.c.*
- *23 =hitaiṣiṇām. (原綴の rṣi は, ṣi の写誤? と見る。)
- *24 *or* jinānu? =jinānām, *m.c.*
- *25 原綴の [na] は, 底本の注記 8 などを参考に, va の謂 (写誤—誤読?) と見て, かく改める。
- *26 *or* koṇḍinya? (原綴の ko は koṃ の写誤—誤読?) =kaṇḍinya- (*Pa. koṇḍañña-*).
- *27 *or* prathamānu? =prathamānām, *m.c.*
- *28 *Pa. id.* =āsīt, *m.c.*
- *29 =etasmin. (not necessarily *m.c.*)
- *30 =abhyantare, *m.c.* (原綴の語末の re は, 文法的には正しいが, 韻律上この音節に長音は許されないので, かく改める。)
- *31 複合語の前半部の gaṇa- は, 文意上 (及び第 4 偈との関係等からも) gaṇa- の方がよいように思われるので, 原綴の ga は gu の写誤と見て, かく改める。なお, 同じ複合語の後半部の (原綴の) -raya は, rājan- (-rāja-) の言わばガンダーラ語 (*Gandhārī*) 形とも言うべきもの。
- *32 *or* uttamah?
- *33 =sthavirāḥ. (語幹の) sthaira- というのは, 例えば *Pa. thera-* 等からの pseudo-Sanskritized 形?
- *34 =bhikṣavaḥ. (not necessarily *m.c.*)
- *35 原綴の ti の母音の i は *6 の場合と同様に e の, また ṣu の母音の u も aṃ 若しくは aṃ の, 弱化形? 底本の tiṣu は, この場合は韻律上両音節とも長音節となることが要求—要請され, そのため, 底本の標記=読みを 'teṣū = teṣu, *m.c.*' の如く解し改めることも不可能ではないが, ここでは, 文章上この語は依格よりも属格 (*Genitive for Dative*) に解した方がよいように思われるため, 言わば本来の *Skt.* 形に復す形で, かく改めることにした。なお, *BHS* (等) における aṃ/aṃ > u の変化については, see *BHSG*, §§ 1.96-7, 3.58; & esp. H.L. Dschi, *Die Umwandlung der Endung -am in -o und -u im Mittelindischen*, *NAWG ph. -his. Kl.*, 1944, Nr. 6.
- (*36...*36) *or* anubhotu utsukaḥ/^okaṃ (前の動詞, 後の名詞ともに単数形)?
- *37 =anubhavantu (*or* anubhavatu? see *supra*), *m.c.*
- *38 =prāpteṣām, *m.c.* (底本の prāpteṣu の読み=標記は, そのままで依格を表し

ていると見ることも不可能ではないが、ここでは、*35の場合と同様、文章上の都合からかく解することにする。))

(*39…*39) *or bhottū … viśāradaḥ/°daḥ* (前の動詞、後の名詞ともに単数形) ?

*40 =*bhavantu (or bhavatu ? see supra), m.c.*

*41 *or satatā, etc.* (副詞ではなく形容詞で、後の *viśāradaḥ* と同じ性・数・格形) ?

(*42…*42) この第8偈は、底本の読みでは、第1詩句では主語に当たる関係代名詞が *yo=yah* と単数 (*N. sg., m.*) 形で表されているのに、それを受ける形の (第3詩句の) 動詞の方は *bhavantu=bhavantu* の如く複数 (*3pl. impv., P.*) 形になっている、したがって、そのままでは主語と動詞で数が一致しないという矛盾が生じることになる。と言って、韻律的にはどちらが可でどちらが非と速断はできないので、ここでは、前後の文脈上、取敢えず動詞 (複数形) の方を優先させて採ってみることにした。因みに、主語の関係代名詞 (単数形) の方を採った場合には、次のようになるであろう。(和訳は、ただ主語が複数から単数に変るだけなので、さして [大きな] 問題はないということになる)。

*imasmi yo bhikṣu guṇe upasthito
jantāka-snātre guru-premagārove |
vyāvucca karmāṇi bhavātu nirmalaḥ
prahīnadoṣo 'pagatena cetasā || 8 ||*

*43 底本の *gaṇa-* は、文意上 *guṇa-* の方がよいように思われるので、原綴の *ga* は *gu* の写誤と見て、かく改める。

*44 ここでは、原綴の *s=sn* は韻律上単子音として扱われ (意識され) ている (そのため、本稿では、複合語をなす前の語との間をハイフンで区切って、そのことを示すことにした)。

*45 ここでも、原綴の *pr* は、前の*44の場合と同様に、韻律上は単子音として扱われている。

46 =-gaurave.* (原綴の *gā* は、*gau* の写誤—誤読?)

*47 =*vyāvṛtya.*

*48 文意上、*karman-* の語はこのように (*G. pl., n.* ではなく、*A. pl., n.* に) 解した方がよいように思われるため、原綴の *na* は *ni* の写誤と見て、かく改める。

(*49…*49) この第9偈の場合にも、前注 (*42…*42) で示した第8偈と同様に、文章表現の中には数の不一致が見られる。ただし、この場合には、主語と動詞ではなくて、動詞間のそれということになるが。具体的には、第3詩句の *dadati* は、底本の読みのままに解せば単数形 (*3sg. pr., P.*) ということになるが、第4詩句の *bhavanti* は複数 (*3pl. pr., P.*) 形になっているということである。そして、この場合にも、単数・複数形のいずれが可、いずれが非と速断はできないので、第8偈の場合と同様な——つまり、複数形の方を取敢えず優先させるという——形で、対処することにした (この場合にも、特に和訳では、主語がただ複数から単数に変るだ

けなので、さして問題はないということになるろう)。また、前者の単数形を採った場合の復原文に関しても、次の如くなるであろう。

imasmi jantāka malaprakarṣaṇam
 pradāyakaḥ snāpaka tailadāyakaḥ |
 yo lābha jantāka dadāti śuṣkakaṃ
 bhavātu nirdoṣa malaprahīṇaḥ || 9 ||

- *50 *or* ⁰karṣiṇam ?
- *51 *or* dadanti? (Pa. *id.* 原綴の dā は dam の写誤?) =dadati, *m.c.*
- *52 =śuṣkakaṃ/śuṣkakān.
- *53 底本の r[a]c̄hasa は、そのまま (底本の読み=表記のまま) では、語尾即ち格の形についてはともかく、rākṣasa- の謂と考うべきものということになるろうが、それでは文意が通じ難い、と言うよりも文章が意味をなさないように思われるので、ここでは、原綴の sa は na の写誤と見て (また、r[a] [の長母音の表記] はこの音節が長音節であることを表すためのものと考えて)、かく解し改めてみることにした。
- *54 *or* dharmi (=dharme, *m.c.*) ?
- *55 底本の gune … ^outama は、文脈上ここでは三宝の1つである「僧伽」(saṃgha) の意で用いられていることは明らかなので (この点——語 [句] ——に関しては、第1~3偈に現れる ganuktam asya=gaṇottamasya (<gaṇa-uttama-) の語 [言表] も併せ参照)、原綴の gu は ga の写誤と見て、かく改める。
- *56 原綴の la は、この音節が長音節であることを表すためのもの?
- *57 =-manasā, *m.c.*
- *58 文意上は、*or* rather karontu ?
- *59 原綴の ta は、文意を考えてかく復原してみたが、文章=文意上はともかく、韻律的にはない方がよく、本来削除されるべきもの (底本でも、そのような意を含んでか、'sic' [ママ] と注記されている)。
- *60 原綴の c̄hya は c̄ha の写誤?と見て、かく改める。
- *61 *or* manujānu ? =manujānām, *m.c.*
- *62 =dharmināḥ (?) (*or* dharmiyo/dharmiyā=dhārmikāḥ ?) なお、この語の iyo なる語尾 (*N. pl., m.*) の形については、see BHS, § 10. 168.
- *63 Pa. *id.* =adhastāt.
- *64 原綴の gaṃ は ga の写誤 (と言うよりも、次の m に引かれての、つまり一種の sandhi 音?) と見て、かく改める。
- *65 原綴の c̄hu の母音の u は aṃ の弱化形? (この点については、*35も併せ参照。) ここでは、韻律上はこの音節は長音節となることが要求—要請され、また語形上からもそうした方がよいと思われるため、そのように考えて、かく改める。
- *66 原綴の draṃ は dru の写誤—誤読? ここでは、indra- には (対格=A. *sg., m.*

ではなくて) 主格 (*N. sg., m.*) 形が, また韻律上もここ (この語の末尾の音節) では長音節となること, それぞれ要求—要請される等のことから, そのようにつまり *dram* は *dru* の写誤—誤読と見, 更にまたその母音の *u* は *o* の弱化したものであるとも考えて (この点つまりこの文書—写本における *o > u* の変化 [の実例] については, 第1~3偈における *ganuktam asya < ganottamasya* の例など参照), かく改めることにした (因みに, この *indro* なる語形は, 連声法上 *Skt.* 本来のもの—形ということにもなる)。

*67 *Pa. id. = udayantu, m.c. or rather = udyantu? (not necessarily m.c.)*

*68 *or pārthivah?*

(未 完)

注

- 1) アシヨーカ王の2つの碑文については *E. Hultzsch, Inscriptions of Asoka, Corpus Inscriptionum Indicarum, vol. I, Oxford 1925* (インド及び日本での再版本あり) の中に収められ, またそれ以外のカローシュティー文字による金石文の碑文や碑銘などを集めたものとして, やや古くなるが, 例えば *S. Konow, Kharoṣṭhī Inscriptions, with the Exception of those of Aśoka, Corpus Inscriptionum Indicarum, vol. II, pt. I, Calcutta 1929* (インドでの再版本あり) がある。
- 2) この所謂ガンダーラ語版の「法句経」に関しては, see *J. Brough, The Gāndhārī Dharmapada, London Oriental Series, vol. 7, London 1962.*
- 3) 他に, 皮革に書かれたものや, 極く稀に紙や絹に書かれたものもある。
- 4) *A.M. Boyer, E.J. Rapson, E. Senart & P.S. Noble, Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan, 3 pts., Oxford 1920-29.* (以下, 本書については '*Kharoṣṭhī Inscriptions*' と略。因みに, 本書は今日ではもちろん入手不能であるが, 近年, 3巻を1巻に纏めたものがインドで再刊されている。Cosmo Pub., New Delhi 1997.)
- 5) 因みに, 長沢氏によると, これらは「王の命令・通達 (判決・訓令・徴税など)」「個人間の手紙 (公用または私用)」「各種契約書 (土地・奴隷・養子・売買・貸借関係その他)」「各種リスト (人名・家畜・農作物・徴税表・帳簿断片その他)」の4つに大別されという。長沢和俊『楼蘭王国』角川新書, 昭和38年, 111-2ページ参照 (同様の指摘は, 同『楼蘭王国史の研究』雄山閣出版, 平成8年, 310ページにも見られる)。
- 6) 拙稿「カローシュティー文書中の仏教梵語の偈頌について(1)」『創価大学人文論集』第10号, 平成10年, 及び同「カローシュティー文書中の仏教梵語の偈頌について(2)」『シルクロード研究』第2号, 2000年, 参照。
- 7) スタインの第2次探検の言わば〈公式の〉報告書が『セリンディア』(*A. Stein, Serindia, Detailed Report of Explorations in Central Asia and Westernmost China,*

Carried out and Described under the Orders of H.M. Indian Government, 5 vols., Oxford 1921, rep. Delhi 1980. 以下, 'Serindia' と略) であるが, このニヤの第24号址については, 第6章の「ニヤ遺跡」の条下に特に1節 (Section III. —Records from a hidden archive, N. XXIV) を設けて, 遺跡の状況や発掘品などに関して写真図版付きでかなり詳しい説明や解説等が加えられ, 同様に彼の〈私的な〉旅行記の「中国砂漠の遺跡」 (M.A. Stein, *Ruins of Desert Cathay, Personal Narrative of Explorations in Central Asia and Westernmost China*, 2 vols., London 1912, rep. New York 1987. 同じく 'Ruins' と略) でもこれについてはかなり詳しく触れられている。したがって, それらの記事等によって, この遺跡や出土品の概要などに関してはある程度——かなり!?!——詳しく窺い知ることができよう。

- 8) 住居等の遺跡の, 特にその部屋などに対する番号の付け方はスタインの第1次探検と第2次の場合では異なっており, すなわち, 第1次の場合には住居等の各遺跡毎に先ず大文字のローマ数字で番号が付され, 次でそれらの中でも特に遺品等が出土した部屋に対しては別に遺跡の番号順に小文字で通し番号も付されるという形式なのに対して, 第2次の場合には, 遺跡のみならずその中の各部屋に対しても最初からその全部に, 遺跡毎には大文字で, またその中の部屋には小文字で, それぞれ番号を付けるという仕方になっている。したがって, 前者の方法では2番目の小文字の番号だけで遺跡だけでなく部屋迄特定できることになるが, 後者の場合には, 特に部屋について迄言及しようとする場合には, 遺跡と部屋の2つの番号が必要ということになる。
- 9) 因みに, 『カローシュティー文書集』に所掲の文書番号で言えば, N. I. iv 出土は Nos. 73~166の94文書, また N. V. xv 出土のそれは同じく Nos. 213~398の計186文書にも上るといふ。
- 10) そのためもあって, スタインは, 2度目の探検でここを再訪してこの近傍にキャンプを移し設営したときには, 第23号址に続いて直ちにここを発掘している (この点に関しては, see *Serindia*, vol. I, pp. 224-5; & *Ruins*, vol. I, p. 280)。
- 11) 『セリンディア』第3巻にはニヤ遺跡の「配置図」 (Revised site plan of ancient site beyond Niya River) が掲げられており, それによって両遺跡の位置関係を知り, また距離を算定することができる (該図では距離はマイルで表されているが, 本稿ではキロに換算して示した。See *Serindia*, vol. III, pl. 7)。なお, 近年の調査 (日中共同ニヤ遺跡学術調査隊「中日・日中共同尼雅遺跡学術調査報告書」第2巻, 1999年 [以下, 「報告書」第2巻] と略), の付図「ニヤ遺跡遺構分布図」を基に算定した距離) では, 該距離は約2.6キロで, 前者との間には約500メートル (0.5キロ) 程懸隔があることになる (因みに, 同書には汎世界測位システム=GPS測定による各遺跡の経緯度も付表「ニヤ遺跡分布調査 GPS 測定値一覧表」に掲げられているが, それによると, 仏塔は N 37° 58' 34" 19, E 82° 43' 14" 92, また第24号址は N 37° 59' 37" 39, E 82° 42' 06" 31に, それぞれ位置するという。

- 12) 因みに、この第24号址については、日中共同ニヤ遺跡学術調査隊『中日・日中共同尼雅遺跡学術調査報告書』第1巻、1996年（以下、「報告書」第1巻」と略）、でもその調査結果が採上げて示されており、それによると、遺跡の規模は、〈範囲〉が南北24mに東西21m、また〈ランク〉は「大・中・小」の中の「大」に位置付けられるという（92ページ参照）。
- 13) See *Serindia*, vol. I, p. 226; & *Ruins*, vol. I, p. 280.
- 14) 因みに、スタインが「文書庫」と名付けたのはviiiの番号を付された部屋であるが、そこからは、『カローシュティー文書集』に所掲の文書番号で言えば、Nos. 516～93の78文書が出土—発見されている（第24号址全体では、更に Nos. 507～15, 594～5の11を加えた計89文書となる。なお、念のために付言すれば、当該の No. 511は、その「文書庫」ではなく、viの番号の、廊下 [passage] とも控の間 [anteroom] とも名状されるかなり細長い長方形の部屋？ [apartment] から発見されている。See *Serindia*, vol. I, p. 226, & vol. III, pl. 14.)。
- 15) この「チョーズボー」というのは、長沢氏によると、地方長官名とのことで（『楼蘭王国』、120ページ、及び『楼蘭王国史の研究』、84ページ、など参照）、同じく同氏によると、これを中国の「主簿」に当ると見るような意見もあるという（『楼蘭王国史の研究』、129ページ参照）。
- 16) 因みに、ニヤ遺跡の中で、木簡等の文書類が特に大量に出土したのは第1、5、24号 (N. I. iv, N. V. xv, N. XXIV. viii) の3址であるが、出土した文書類の性格・内容や紀年等に関しては、3者の間には微妙な相違も存するが如くである。そのため、これら3つの遺跡相互の関係を巡って、例えば蓮池氏は「N1では収税などに関する穀物、家畜などの集配、N24では動産、不動産に関する証文などの整理保管、N5ではそれらの機能を統合する行政機関が置かれていたと考えられる」とし、また孟氏も「チャドータ州の主要官庁は N. XXIV から N. V へと移転し、更に N. V から N. I へと移転した」とする見解を示されている（蓮池利隆「カローシュティー文字資料と遺構群の関連」、孟凡人「カローシュティー木簡記載の「チャドータ」および「アヴァナ」」、ともに前掲『報告書』第2巻「本文篇（和文）」所収、参照〔前者の引文は290ページ、また後者は312-3ページに所掲〕）。いずれにしても、ここでは、No. 511の出土の場所が、仏塔や寺院のような仏教本来の？建物や施設などでなく役所や官庁の如き言わば世俗のそれであったということが重要で、また問題ということになる。
- 17) これらは、いずれも近年の日中共同の調査隊によって確認されたもので、同隊の方式で '93A35' 及び '97A5' の整理番号の付された2つがそれである。このうち、前者はスタインも第1次探検の際に第5号址 (N. V) として発掘し、特にその一室 (N. V. xv) からは多数の木簡等を得た（この点については、前注9）も併せ参照）中の一部 (N. V. xvi) で、彼自身も祀堂 (shrine) 跡との予想—推測を示していたが（この点については、see *Ancient Khotan*, vol. I, pp. 374-5; & *Serindia*, vol.

- I, p. 236), その後同隊の調査によって仏堂の跡と確認され, 特に1995年の発掘調査では堂々とした体軀の仏像の壁画なども発見されたとされる。また, 後者は, それとは別に1997年の調査で新たに判明したものであるという。(前者については, 前掲『報告書』第2巻「本文篇(和文)」, 62-77ページ, また後者は, 同28-9ページを, それぞれ参照。)
- 18) 第489号文書(No. 489)のこと(この文書については, 長沢氏も採り上げて触れられている。『楼蘭王国』, 126ページ参照)。
- 19) 因みに, カローシュティー文書中の仏教関係のものは, 内容比定が行われて対応する経論等や出典などが明らかな No. 204(「ウダーナヴァルガ」[*Udānavarga*]に対応)と No. 510(これは律の「波羅提木叉」[*prātimokṣasūtra*]の撰律偈の部分を書いたもの)の場合を含めて, 内容的に(両者の場合には, 書写のされ方から見て。すなわち, 先ず前者の「ウダーナヴァルガ」については書写されているのは言わば全体の「総序」に当る冒頭の2偈のみで, また後者の場合も, 波羅提木叉の本文に相当する戒の条文そのものは一切記されていない等のことから)概して在家的な, 若しくは在家者を対象にしたと思われる傾向や性格が強いように思われるわけであるが, そして, このようなことはこれらが出土した場所や地点とも決して無関係ではあるまいと筆者はそう考え, 推測するのであるが, 果して如何であろうか。
- 20) このカローシュティー文書の年代問題を巡る諸説に関しては, 長沢和俊「カローシュティー文書の年代について」『史学雑誌』72編第12号, 昭和38年, 及び同「再びカローシュティー文書の年代について」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第22輯, 昭和52年, に詳しい(両論文とも同氏の『シルク・ロード史研究』国書刊行会, 昭和54年に, また後者については更に前掲『楼蘭王国史の研究』にも, それぞれ再録)。
- 21) 榎一雄「法頭の通過した鄯善国について」『東方学』第34輯, 昭和42年(後, 『榎一雄著作集』第1巻「中央アジア史I」汲古書院, 1992年, に再録), 参照。ただし, 博士のこの説も最初からのものではなくて, いくつか往反や振幅もあったようである。
- 22) ここでは, 文書の年代を決定することではなくて(実際, そのようなことは, 前述したような理由から, 実質的に不可能なわけなので), それに目途を——それも, ある程度の, つまり大よその!——立てることが目的である。したがって, もし仮に博士のその説が(将来?)否定され修正されることがあったとしても, それ(修正)が十年か若しくは二三十年程度のものであったとすれば, それ程大きな問題や影響などはないということになる。
- 23) これらの王統や在位年については, 既に『カローシュティー文書集』の中で考察・指摘されている。See *Kharoṣṭhī Inscriptions*, pt. III, pp. 323-8.
- 24) 榎博士の前掲の論文では, 最初の Pepiya と Tajaka の2人については在位年は実際には与えられていないので, ここでは長沢氏によって補われたものを付してお

いた。

- 25) Burrow によると、「文書の言葉は完全に均一で、最も古いものと新しいそれとの間にも発展の跡は見られない」(The language of the documents is uniform throughout and there is no trace of evolution from the earliest to the latest) という。See T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, Cambridge 1937, p. v.
- 26) ただし、近年、これらの5人の王の先後に、先行者として「Tomgraka 王36年(若しくは、2年?)」の、また後続者としても「Sulica 王5年」という記年を有する木簡が新たに出土・発見されたとのことで、もしそうとすると、王統の年代も、前後にそれぞれ少なくとも36年(若しくは、2年)及び5年は拡張されることになりそうである(前者については、林梅村「尼雅新発現的鄯善王童格羅伽紀年文書考」『西域考察与研究統編』新疆人民出版社, 1998年, 後, 同『漢唐西域与中国文明』文物出版社, 1998年, に再録, また後者に関しても, 同「新疆尼雅発現的佉盧文契約」『考古学報』1989年第1期, 後, 同『西域文明——考古、民族、語言和宗教新論——』東方出版社, 1995年, に再録, をそれぞれ参照。なお、前者の「Tomgraka 王36年(若しくは、2年?)」の木簡については、蓮池氏の解説・研究もある。前掲『報告書』第1巻, 324-5ページ参照)。
- 27) 文書の年代を王統のそれとほぼ一致させ重ねて捉える仕方については、例えば、前注20)の長沢氏の2論文などを参照。
- 28) 例えば、この年乃至はその直後を境に、何らかの理由でこの建物が放棄されたり、或いは使われなくなったりしたなどの。
- 29) ここでは、年代の上限の点については触れなかったが、このNo. 511もこのニヤ遺跡か若しくはその近傍で書写されたものとするれば、他の文書類とそれ程隔たったものではなく、したがって約250年(前注26)で触れた「Tomgraka 王紀年」の木簡の件も考慮に入れれば、約210/220年?)頃よりは以降と見てよいであろう。
- 30) See *Serindia*, vol. I, p. 257. なお, *ibid.*, vol. IV, pl. XXV にはこれの図版も掲げられており、形状等について窺うことはできよう。
- 31) これの書体の問題に関しては, see *Kharoṣṭhi Inscriptions*, pt. III, p. 297.
- 32) この点についてもう少し——やや詳しく!?!——言えば、表面には最後の第6行を除いて1行当り約80~115字, 平均では105字程度, また裏面はやはり最後の第7行を別にすれば約100~125字(ただし, 第1行目はやや多くて142字), 同じく平均では121字程度が, とともにそれぞれに書かれている(行によって多少の出入があり, また最後の行は両面ともかなり少なくなるが)ということになる。
- 33) その他に、別の書体の、また本文とは直接関わりのない(と思われる)内容のものが言わばなぐり書き(scribble)されているような部分—箇所もある。
- 34) カローシュティー文書中の同文字の字体—字形や書体等の問題に関しては, see *Kharoṣṭhi Inscriptions*, pt. III, p. 297ff. また, このNo. 511 中に見られる 'jamḍaka'

の語(形)を巡っての「アヴァダーナシャタカ」その他への言及については, see *ibid.*, p. 321.

- 35) T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, London 1940 (以下, 'Translation' と略). 彼のこの訳は, 表面に関しても必ずしも完全ということではなく, 訳されずに省略されたと思われる部分や箇所も幾つか見受けられる。ともあれ, かれのこの訳は, このように多少問題とすべき点等も皆無ではないものの, 言わば本文書に対する実質上最初の研究として, また後のその出発点となるものとしても重要で, 筆者自身も多々教示や啓示を受けた点若しくは部分などもあるので, 以下にその本文部分を全文掲げておくことにしたい。

Whoever performs the bathing of the *Gaṇottama* becomes pure in the eyes, bright, pure in the limbs, tender and of good complexion.

Whoever performs the bathing of the *Gaṇottama* does not have boils and pimples, elephantiasis, (?), or the itch. Pure, he acquires a sweet-smelling body.

Whoever performs the bathing of the *Gaṇottama* becomes big-eyed and bright, golden-limbed and of pleasing aspect, and sets off (?).

A gift in this matter is the best, the most excellent of gifts. In the works connected with baths it is an example of action. Let there be honour to the Jinās, the Tathagatas who take delight in the good of beings, and vision of supreme truth.

Let there also be honour to those who exist in themselves, the pratyekabuddhas who have sought solitude, who take delight alone in the mountain caves, devoted to their own aims, delighted in continence and virtue.

Also let the disciples, those dear to the Jina who have passed by in this interval of time, be honoured, of whom he from the Koḍ'inya family was first and Subhadra the last.

Let those (who make) gifts on this point enjoy (the reward even) when the chief king of *Gaṇas*, the Elders, the middle, and younger monks have not arrived, and when they have arrived, let them be perpetually enlightened.

May the monks who are assembled in this gathering, who bathe in the *jamdāka*-baths and honour and love their teachers, be pure in their current duties, with minds free from hatred (or fault).

In this (matter of) baths let both he who provides material for removing dirt, he who provides oil for rubbing, and he who provides a dry bath, be free from fault and impurity.

I am devoted to the Vihāra, to the law of the Tathāgata and his excellent virtue; as a result of removing dirt, let their minds be calm, and let them undertake the lawful protection of men.

All creatures that exist from the bottom of Hell up to the summit of being, on entering the doctrine of the Tathāgatas, make an end of birth and death.

Let there always be good begging and plenty; let Indra the lord of sacrifice rain increase; let the crops come up and the king (go forth) to victory. May he long abide in the law of the Blessed One. (Translation, pp. 100-1)

36) See *Translation*, p.101, 'The second portion has been left untranslated owing to its fragmentary nature.'

37) 前掲「楼蘭王国」, 128-9ページ, 及び同「楼蘭王国史の研究」, 438-9ページなど参照。因みに, 後者の訳文中には所々に原語——若しくは, 原語と覚しき語句など——が新たに付加えられている他は, 両者の間には基本的に違いはない。

38) 蓮池利隆「新疆ニヤ遺跡出土の仏教文献について(1)」【印度学仏教学研究】第44巻第2号, 平成8年, 参照。因みに, 後述するように, この No. 511 は両面ともに偈頌で表され, 表面には12偈, また裏面には14偈がそれぞれ含まれ——残され——ているが, 蓮池氏が採上げて触れられたのはその中の表面の第5, 6, 12偈と裏面の第9偈の計4偈 (のみ!?) である。

39) See *Kharoṣṭhī Inscriptions*, pt. III, pp. 295-6:

The verses of inscr. no. 511, Pl. VIII, are in Buddhist Sanskrit. The language of both poems is Sanskrit with an occasional admixture of Prakrit forms such as *heṭha=adhastāṭ*, *bhomṭi=bhavanti*; but the necessity of applying rules of sandhi is to a great extent avoided by the simple expedient of dropping the termination -s of the nominative singular and plural except when *cā* follows: thus *viśudhacakṣu bhavati* and *ye bhomṭi śīlarahita*, but *dukhās ca dukhaprabhavaś ca nirodha marga*. In this way the ordinary Buddhist Sanskrit is made to approximate more nearly to the Niya dialect in which the nominative of nouns is regularly represented by the base.

40) 周知のように, この「ガンダーラ語」の命名法——名称!——はイギリスの故ベイリー教授によって提起され (H.W. Bailey, *Gāndhārī*, BSOAS, vol. XI, pt. 4, 1946, 後, M. Nawabi, *Harold W. Bailey, Opera Minora, Articles on Iranian Studies*, vol. 2, Shiraz 1981 に再録), 今日では広く受容れられていると言ってよいであろう。

41) この点については, 前注39) の引文の特に最後の部分を参照。

42) 前者の挙例については, 例えば *utarā<uttara-*, *viśudha<viśuddha-* など。また後者の例に関しては, *piḍakāni<piṣakāni*, *vivegam<vivekam*などを参照。因みに, 母音に関しては, 長短等の区別はかなりきちんとされているように思われるが, それでも時折は (長母音の場合も含めて, a 以外の音であることを示す) 母音記号が付されなかったり, 或いは, 例えば e が i に弱化する (e が i で表される, 例えば *tiṣu<teṣām* のように。因みに, この例の場合には, それの第1音節は韻律上は長音となることが要求されている) などの言わば仏教梵語やパーリ語等を超えてガン

デーラ語的とも言い得るような特徴も見られる。

- 43) 因みに、この No. 511 は明らかに「写本」すなわち他のテキスト類から写されたもの——転写本！——であるが、もしそうとすると、そのオリジナルの〈原本〉は当然それよりは古くなるが、その〈原本〉も翻訳されてできたものとする、訳本の〈原典〉の成立は更にそれ即ち〈原本〉よりも前になる筈なので、成立的には、〈原典〉自身は〈写本〉である本文書よりも恐らく数十年程度は遡るということになるろう。
- 44) この点一問題に関しては、或いは既に先学の研究や指摘等があつて、最早解決済みということになるのかもしれないが、ただ、筆者の知り得た範囲ではまだそれ程十分に議論や検討等はなされず、したがって解決されていない課題なのではないかと思われたために、敢えてここで採上げて私見を述べようとしたという次第である。ということで、もし後述する「カローシュティー文書集」以外にもこれに対する研究や言及等があり、またそこで筆者と同じことが指摘され述べられていたとすれば、優先の順序（優先権）という点からは、筆者の主張は当然ながら撤回されなければならないということになるろう。
- 45) この記号は、No. 647 の出版されたテキストでは、文字がやや不鮮明で判読にも疑問がもたれたということとか、本文中には表されていないが、注記によってそれが記されていたことが知られる。See *Kharoṣṭhī Inscriptions*, pt. II, p. 244, No. 647's note 2, '[tum]: uncertain akṣara formed from ta with ∞ at its base.' なお、この記号の用例について、「カローシュティー文書集」では「(No. 511 文書) 以外にも所どころに」(sporadically elsewhere) 見られるとしているが (see *ibid.*, pt. III, p. 299), 筆者にはこの No. 647 の 1 例以外には確認できなかったことを付加しておく。
- 46) See *Kharoṣṭhī Inscriptions*, pt. III, p. 299:
- Some modification of the vowel sound may also perhaps be indicated by the sign ∞ which occurs frequently in inscr. 511, Pl. VIII, and sporadically elsewhere. In inscr. 511 it is written beneath certain akṣaras containing the vowels a or u; but its use is confined to a few words; viz. *upalabhi*, *ladhva*, *satamasya*, *subhadra*, *utama*, *uktama*, *bu* [—], *viśudha*.
- 47) ただし、そのような場合でも、この記号が常に——必ず！——付されるとは限らず、付されていない（付されない？）ような例も決して少なくはない。
- 48) 因みに、このことは、No. 511 以外では、筆者の確認し得た唯一の例である No. 647 の場合に関しても、同断。
- 49) See J.S. Speyer, *Avadānaçataka, A Century of Edifying Tales Belonging to the Hīnayāna*, Bibliotheca Buddhica III, St. Petersburg 1902-9, rep. Osnabrück 1970 (以下、'Avadānaçataka' と略), vol. I, pp. 71-7.
- 50) 大正、第 4 卷、209 ページ上～下段、参照。

51) See K. Takahata, *Ratnamālavādāna, A Garland of Precious Gems or a Collection of Edifying Tales, Told in a Metrical Form, Belonging to the Mahāyāna*, Tokyo, The Toyo Bunko, 1954, pp. 20-35.

52) 大正, 第4巻, 479ページ中~下段, 参照。(なお, 前注51) の『ラトナマーラーアヴァダーナ』及び本書の場合に関しては, 直接には前注38) に掲出の蓮池氏の論文での指摘による。)

53) See *Kharoṣṭhī Inscriptions*, pt. III, p. 321. (因みに, 同書では, *sātra* の語についてはそれに対応する *snātra-* が「アヴァダーナシャタカ」第13話の「澡浴アヴァダーナ」に, 同様に *jamḍakasātra* に関しても同じく *jentākasnātra-* なる語〔形〕がその第50話の「ジャンパーラアヴァダーナ」(*Jambāla*) と同第100話の「結集アヴァダーナ」(*Samgṭi*) に, それぞれ見られることが指摘されている。)

54) See *Kharoṣṭhī Inscriptions*, pt. III, p. 321:

The thirteenth *avādāna* in this collection (*viz. Avadānaśataka*—by the present author) tells the story of a king who in time of terrible drought had an artificial lake constructed for the ablutions of the Buddha Candana and his disciples; and it bears the title *Snātra*.....

55) ここで「蒸気浴 (または, 蒸風呂?)」というのは, *jantāka/jentāka-snātra-* のこと (訳語)。因みに, この語は, 「アヴァダーナシャタカ」(同書での綴字は, 後の方の *jentākasnātra-*) では第13話には不見で, 第50, 100の2話にのみ見られるが, その2話の用例では, 両方とも仏と直接には関わっていない。一方, この「蒸気浴の布施」による功德の件に関しては, 最後の第100話で, 仏滅直後に結集 (*dharmaśamgṭi-*) のために王舎城に向っていた大迦葉に対してそれを行ったある貧しい農夫 (*daridrakaṣaka*) が, 後にアショーカ王の時代に彼の王子のクナーラに匹敵する, むしろそれ以上の美少年となって生れ変るといような物語の形で示されている。See *Avadānaśataka*, vol. II, pp. 197-206.

56) 本文書に関しては, 『カローシュティー文書集』でこれと『アヴァダーナシャタカ』との関係が指摘されていることから, そのままその「アヴァダーナシャタカ」のことと解したり, 或いは, これがニヤ遺跡から出土したということで, 直ちにそのニヤの仏教の実態を伝えるものとする向きもあるようである。その中, 前者に関してはもちろん論外だが, 後者のような捉え方についても, もしそれが該地で作られたり著されたことが確実なら, そのように見ることも或いは可能かもしれないが, しかし, 筆者自身はそうではなく, つまり本文書はニヤで作られたりしたものではなく言わば「翻訳」されたもので, したがってその原本自体は別のところで作成され, 必ずしも——と言うよりも, 恐らくは, 決して?!——ニヤの仏教の実態を反映するものではないであろうと考えるので, 敢えてこのようなことも採上げて話題にし, 多少意見らしいものを開陳してみたという次第である。